

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 キリン堂守山駅前店 守山市梅田町字八ノ坪 28-1 ほか10筆、字中ノ町 311、312 番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役社長 平松正嗣
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から翌2時30分まで
 - イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 7時から18時まで
 - (2) 変更後
 - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から22時まで
 - イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 7時から21時まで
- 4 変更年月日 令和6年10月3日
- 5 変更の理由 小売業者の変更に伴う店舗運営計画の変更のため
- 6 届出年月日 令和6年10月1日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 - 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
 - 守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
 - (2) 縦覧期間 令和6年10月18日から令和7年2月18日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和7年2月18日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号